

こどもまんなか
こども家庭庁



こども・子育て
世帯を応援!

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
 - 支給期間を高校生年代まで延長します。
 - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
 - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

一宮市国民健康保険加入者の子ども・子育て支援金

令和8年度の子ども・子育て支援金は、所得割額0.3%、均等割額1,260円、18歳以上均等割額60円、平等割額840円になります。

- ※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。
- ※ 国民健康保険税とあわせて徴収します。
- ※ 令和8年4月分からかかります。税額は令和8年度 国民健康保険税 納税通知書をご覧ください。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出したき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

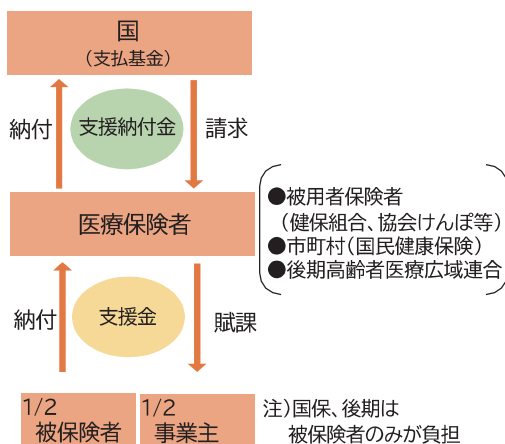
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、低所得世帯に対する保険税軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q どうして医療保険から子育て支援の費用を徴収するの?

A 子ども・子育て支援金制度は社会全体で子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。同じく、分かち合い・連帯の仕組みである社会保険制度の中でも、医療保険は全世代が加入しており、カバー範囲が最も広いことから、本支援金についても医療保険の徴収ルートを使うこととしています。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)